

## 条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び亘理町財務規則（平成 7 年規則第 6 号）第 94 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 19 日

亘理町長 山 田 周 伸

### 1、工事の概要

- (1) 工事番号 第 11140005 号
- (2) 工事名 令和 6 年度 生活基盤施設耐震化等交付金田沢浄水場耐震補強工事（建築）
- (3) 工事場所 亘理町逢隈田沢字堰下 206-6
- (4) 工事内容
- 建物規模  
RC 造 2 階建  
延床面積 761.73 m<sup>2</sup>
- 躯体耐震改修工事 一式
- コンクリート流し込み工法  
開口閉塞による壁補強  
外部壁 22 箇所  
内部間仕切壁 2 箇所
- 耐震改修に伴う外壁改修工事 一式  
耐震改修に伴う内装改修工事 一式  
耐震改修に伴う建具改修工事 一式  
屋上防水改修工事 一式  
耐震改修に伴う設備改修工事 一式
- (5) 工期 契約日の翌日から令和 7 年 12 月 25 日まで
- (6) 予定価格 68,640,000 円（消費税及び地方消費税を除く）
- (7) 入札方法 総合評価方式  
本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札の落札方式を採用する。

## 2、入札参加条件

- (1) 令和5・6年度亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：建築一式工事）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札日に亘理町から指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、建築一式工事について総合評定値（P）が、700点以上の者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札参加心得第1の規定に抵触するものではないことに留意すること。
  - ① 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
      - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
      - 2) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
      - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
      - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
    - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
      - その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 主任技術者、監理技術者を適正に配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置すること。
- (10) 下記に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

〒 981-0912

仙台市青葉区堤町一丁目1番2号 エムズ北仙台7階

株式会社 三水コンサルタント 東北支社

「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当

する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者。
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

### 3、入札手続きにおける担当課

〒989-2393

宮城県亘理郡亘理町字悠里 1 番地

亘理町財政課 管財班

TEL : 0223-34-0502 (直通) FAX : 0223-32-1433

E-mail : [kanzai2@town.watari.miyagi.jp](mailto:kanzai2@town.watari.miyagi.jp)

### 4、競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、申請書（様式第 1 号）を提出し、亘理町長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、申請書及び資料を下記の期日以内に提出しない者は、本競争に参加することができない。

申請書提出期日：令和 6 年 9 月 19 日から令和 6 年 10 月 10 日まで

申請書提出方法：8 時 30 分から 12 時及び 13 時から 17 時 15 分の間に亘理町財政課管財班まで持参すること。

入札参加資格審査結果通知予定日：令和 6 年 10 月 16 日

※ 審査結果通知はメールで通知します。入札会当日に原本と引き換えますのでメールで送付した通知書を持参して下さい。

- (2) 配置予定の技術者

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等に基づき、当該入札参加業者と入札参加受付の手続きを行った日より 3 か月以上前から直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの工事現場に配置できること。また、価格以外の評価に関する調書（別記様式第 2 号）と資格等を証明する書類の写しを提出すること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であり、監理技術者資格者証の写し（表裏）を提出すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請者すべてに対し行うものとする。

- (4) 資料の作成説明会は行わない。

- (5) 申請書等は亘理町公式ホームページよりダウンロードして使用すること。

### 5、仕様書の閲覧

閲覧：令和 6 年 9 月 19 日から令和 6 年 10 月 17 日まで

亘理町公式ホームページにより公開

## 6、閲覧に対する質問

- (1)閲覧に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
- ①提出方法 メールでの提出（メール送信後に受信確認の電話をすること。）  
②受領期間 令和6年9月19日9時から令和6年10月7日の10時まで  
③提出場所 亘理町財政課管財班
- (2)(1)の全ての質問に対する回答は、令和6年10月15日10時に、入札参加資格を有する全ての者へメールでおこなう。

## 7、入札及び開札の日時及び場所等

- (1)日 時 令和6年10月18日 10時15分  
(2)場 所 亘理町役場 2階大会議室（控席：2階大会議室前ロビー）

## 8、入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、入札時に入札書に記載する金額の積算内訳書を提出すること。なお、積算内訳書と入札書の金額が異なる場合は無効となります。
- (2) 入札執行回数は1回とする。  
(3) 低入札価格調査制度 設定有  
調査基準価格 設定有  
失格基準価格 設定有

## 9、入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除  
(2) 契約保証金 亘理町建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の 10分の1 以上に相当する額とする。）に付すこと。（調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は 10分の3 以上の額とする。）

## 10、開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

## 11、入札の取り止め

本公告に示した入札参加申請者の数が 2 に満たない場合は当該条件付き一般競争入札を取り止めるものとする。（入札開始前に辞退があった場合も含む）

## 12、入札の失格

- (1) 倉理町建設工事等執行規則第 19 条に該当するときは失格とする。
- (2) 失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は失格とする。
- (3) 低入札価格調査の実施対象となった者は、当該低入札価格調査に協力する義務を負うものとし、協力しない対象者は失格とする。

## 13、支払い条件

- (1) 前金払 40% 以下（調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は 20% 以内）
- (2) 中間前金払 20% 以下

## 14、その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は入札参加心得を熟読し、厳守すること。
- (3) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、別記様式第 2 号に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (5) 仕様書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 入札の無効  
倉理町建設工事等執行規則第 20 条に該当する入札があったと認めたときは無効とする。
- (7) 提出を求めるすべての資料については作成に係る費用は入札参加者の負担とする。
- (8) 本工事は労働環境改善を図ることを目的とした「週休 2 日対象工事」とする。

## 15、総合評価方式に関する事項

### (1) 同種工事の要件

当該入札公告の工事における同種工事の要件については下記のとおりとする。

鉄筋コンクリート造で床面積 500 m<sup>2</sup> 以上の建築一式工事による新築工事又は改修工事

### (2) 落札の決定

- ① 価格評価点及び価格以外の評価点の合計点が最も高いものが落札者となる。
- ② 落札の決定については価格及び価格以外の要素を評価するため、入札を執行したときは、落札者の決定を保留し、評価を実施の上、結果について後日通知するものとする。
- ③ 合計点が最も高い者が調査基準価格を下回る価格で応札した場合は低入札価格調査を実施の上、落札者としての決定を行うものとする。
- ④ 低入札価格調査の結果によっては、最低価格入札者や合計点が最も高い者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

### (3) 低入札価格調査

- ① 低入札価格調査の対象となった場合はメール又は FAX により通知する。

② 低入札価格調査の対象となった場合は開札日から起算して3日以内（亘理町の休日を定める条例（平成元年亘理町条例第36号）に規定する休日は除く。）に調査に関する資料（別記様式第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び根拠となる資料）を提出しなければならない。

(4) 落札者決定基準

総合評価方式による入札は落札者決定基準に基づき、落札者を決定するものとする。

(5) 価格以外の評価に関する提出資料

① 総合評価方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「評価項目資料」という。）を提出しなければならない。なお、評価項目資料については別記様式第1号及び別記様式第2号に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

② 別記様式第2号に係る添付資料については、価格以外の評価を審査する上で必要となる書類を当該工事で対応する「価格以外の評価点評価項目及び評価基準の説明」を確認の上、入札開札後、落札候補者のみ提出すること。

なお、入札開札後、落札候補者に対してメール又はFAXにより通知するものとし、提出については開札日から起算して3日以内（亘理町の休日を定める条例（平成元年亘理町条例第36号）に規定する休日は除く。）に提出すること。

③ 評価項目資料（別記様式第1号及び別記様式第2号）については申請書（様式第1号）と併せて提出しなければならない。なお、評価項目資料の提出期日及び提出方法については4、競争入札参加資格の確認等（1）の申請書提出期日及び申請書提出方法と同じとする。

④ 提出された評価項目資料については返却しない。

⑤ 別記様式第1号から別記様式第7号は亘理町公式ホームページよりダウンロードして使用すること。